

磯子区連合町内会長会 3月定例会

日時 平成 29 年 3 月 16 日 (木) 10 : 00

会場 区総合庁舎 7 階 701 号会議室

- 会長あいさつ
- 区長あいさつ

警察・消防の議題

1 磯子警察署

(1) 平成 29 年 2 月末の犯罪発生状況について

磯子区内の犯罪発生状況は、前年に比べ増加しています。

振り込め詐欺については、被害件数 2 件で被害金額は約 100 万円となっており、件数については前年に比べ 1 件減少で、被害金額はマイナス約 350 万円となっています。

(2) 「防犯かながわ 152 号」について (回覧依頼)

神奈川県防犯協会連合会作成による「防犯かながわ 152 号」について、回覧のご協力をお願いいたします。

2 磯子消防署

(1) 火災・救急状況について

区内の発生件数は 9 件で、前年に比べ 5 件増加となっています。市内では、164 件の火災が発生しており、前年同期で 20 件の増加となっています。

救急出場件数は、区内 1,603 件で、前年に比べ 139 件増加しております。市内全体では、33,365 件で、前年に比べ 2,666 件の増加となっています。

(2) 初期消火器具費用の一部補助について

自治会町内会がスタンドパイプ式初期消火器具及び初期消火箱を、新規又は更新設置する際の整備費用の一部を補助する事業の申請受付を開始します。

また、初期消火器具の「設置協力店舗」(外食チェーン店、ドラックストアー、コンビニ及び新たに追加された自動車販売会社等)への設置についても募集させていただきます。

ア 初期消火器具補助事業の申請期限：平成 29 年 4 月 3 日 (月) ～ 8 月 31 日 (木)

※申請用紙は磯子消防署にご用意してあります。

イ 設置協力店への設置応募期限：平成 29 年 4 月 3 日 (月) ～ 7 月 31 日 (月)

※磯子消防署予防課の担当までご連絡ください。

ウ 問合せ先：磯子消防署予防課 担当：奥条・葦山 電話：753-0119

市連の報告

1 学校などに保管している指定廃棄物等の新たな保管場所への移動について（情報提供）

学校・保育園に保管されている指定廃棄物等については、新たな保管庫の整備が完了しましたので、児童・生徒等への安全に配慮し、平成29年3月25日から3月31日の間に学校・保育園から保管場所に移動します。

- (1) 新たな保管場所：北部汚泥資源化センター（鶴見区末広町1-6-1）
- (2) 新たな保管場所へ移管される廃棄物など：
 - ・学校雨水利用施設内に沈殿した汚泥
 - ・学校で発生したマイクロスポット対応除去土壌
 - ・保育園のマイクロスポット対応除去土壌

2 個人情報保護法改正に伴う名簿の取扱いについて（事業説明）

平成29年5月30日に個人情報保護法が施行されます。施行日以降は自治会町内会を含むすべての事業者は個人情報保護法のルールに沿った取扱いが求められます。

改正点を含む法の内容や名簿の作成・管理にあたって注意すべき点等についてまとめたチラシや手引きをご覧ください、これまでと同様に、今後も必要な個人情報を適切に取り扱い、ご活用いただくようお願いいたします。

【法に定められた7つのチェックポイント】

- (1) 個人情報を取得するときは、何に使うか目的を決めて、本人に伝えること
- (2) 個人情報は決めた目的以外のことには使わないこと
- (3) 個人情報を第三者に渡す際は、本人の同意を得ること
- (4) 個人情報のうち要配慮個人情報については、特別なルールを守ること
- (5) 本人からの「個人情報の開示や訂正等の請求」には応じること
- (6) 取得した個人情報は安全に管理すること
- (7) 苦情の申出に対応すること

3 地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ（情報提供）

自治会町内会が防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」について、29年度も実施しますのでお知らせいたします。

(1) 申請の手引及び申請用紙配付場所：地域振興課・市民局HP

(2) 市民局HP・URL：

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/bouhan/kamerasettihojokin/yoshiki.html>

(3) 申請書及び添付書類の提出期限：平成29年6月30日（金）必着

(4) 申請書及び添付書類の提出先：地域振興課施設利用推進担当（防犯担当）

持参または郵送

（磯子区磯子3-5-1 磯子区役所6階）

(5) 問合せ先：市民局地域防犯支援課 担当：山口・井上・三國

電話：671-3705

地域振興課施設利用推進担当（防犯担当） 加藤・長尾

電話：750-2393

4 「鋼管ポールLED防犯灯ESCO事業」の施工完了について （情報提供）

「鋼管ポールLED防犯灯ESCO事業」につきましては、自治会町内会の皆様にご尽力いただき、申請をいただいた鋼管ポール防犯灯のLED化が完了いたしました。

皆様の御協力のもと、無事、施工が完了したことを厚く御礼申し上げます。

今回LED化した防犯灯の電気料金は、4月1日から横浜市が支払います。

今後も引き続き、不具合の発見および連絡などの日常の見守りにつきまして、自治会町内会の皆様のご協力をお願いいたします。

○問合せ先：市民局地域防犯支援課 電話：671-3709 FAX：664-0734

5 平成 29 年度 L E D 防犯灯整備事業について（周知依頼）

横浜市では平成 21 年度から防犯灯の L E D 化を開始し、これまでに約 176,000 灯の L E D 防犯灯を整備してきました。平成 29 年度は「鋼管ポール L E D 防犯灯の新設」工事を主に進めてまいります。

なお、磯子区独自で実施していた「防犯灯設置事業」については、平成 28 年度をもって終了いたしますので、あわせて周知させていただきます。

（1）直営工事整備内容：

ア 鋼管ポール L E D 防犯灯の新設（約 100 灯）

イ 平成 28 年度の「鋼管ポール L E D 防犯灯 E S C O 事業」で、ポールの劣化等で L E D 化できなかった鋼管ポールの建替（約 130 灯）

ウ 平成 29 年度の申請は「鋼管ポール L E D 防犯灯の新設」のみとなります。

（2）申請書配布先・提出先：地域振興課防犯灯担当 担当：齋藤・竹澤

（3）提出期限：平成 29 年 5 月 31 日（水）

（4）問合せ先：地域振興課地域振興係 電話：7 5 0－2 3 9 2
市民局地域防犯支援課 電話：6 7 1－3 7 0 9

6 「平成 29 年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について（周知依頼）

ボランティア等の市民活動中のケガや事故を対象とする「横浜市市民活動保険」を、平成 29 年度も継続して実施しますので、リーフレットをお送りさせていただきます。

（1）補償内容（平成 28 年度から変更なし）

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1 名 1 億円	死亡	1 名 500 万円
	1 事故 5 億円	後遺障害	1 名 上限 500 万円
財物賠償	1 事故 500 万円	入院	1 日 3,500 円（180 日限度）
保管物賠償	1 事故 500 万円	通院	1 日 2,500 円（90 日限度）
免責金額 （自己負担額）	5,000 円	手術	手術の種類に応じた金額

（2）問合せ先：総務課庶務係 担当：山県・奥山 電話：7 5 0－2 3 1 2

区政等の報告

1 区政の動きと日程

区連の議題

1 議題・依頼事項

(1) 補助金の申請等に関することについて

ア 地域活動推進費補助金・地域防犯灯維持管理費補助金の申請等について

(ア) 地域活動推進費補助金の交付申請及び前年度の実績報告について

日頃から地域活動にご尽力いただきましてありがとうございます。

平成 29 年度も自治会町内会の地域活動を支援するため、基本的に 1 世帯あたり、700 円を活動費として交付させていただきます。

1. 交付申請のための提出必要書類

- (1) 申請書（地域防犯灯維持管理費補助金の様式と共通）
- (2) 平成 29 年度事業計画書
- (3) 平成 29 年度収支予算書

2. 実績報告のための提出必要書類

- (1) 報告書
- (2) 平成 28 年度事業報告書
- (3) 平成 28 年度収支決算書
- (4) 領収書（1 件 10 万円を超える支出がある場合）

(イ) 地域防犯灯維持管理費補助金の申請について

日頃から防犯灯の維持管理にご協力いただきましてありがとうございます。

平成 29 年度も、自治会町内会が維持管理している防犯灯について、1 灯あたり 2,200 円の補助金を交付させていただきます。

なお、平成 28 年度に E S C O 事業で LED 化された鋼管ポール防犯灯については、補助対象外になります。

1. 交付申請のための提出必要書類

- (1) 申請書（地域活動推進費補助金の様式と共通）
- (2) 電気料金等領収証の写し等
- (3) 電気料金集約分内訳表の写し

イ 「町の防災組織」活動費補助金の交付申請及び 前年度の活動報告について

日頃から地域の防災活動にご尽力いただきましてありがとうございます。

平成 29 年度も「町の防災組織」による防災活動を充実していただくため、「町の防災組織」活動費補助金を 1 世帯あたり 160 円を活動費として交付いたします。

併せて前年度の活動を記載した実績報告書の提出についてもお願い申し上げます。

(ア) 交付申請のための提出必要書類

1. 平成 29 年度「町の防災組織」活動費補助金交付申請書
2. 平成 29 年度事業計画書 ※
3. 平成 29 年度収支予算書 ※

(イ) 実績報告のための提出必要書類

1. 平成 28 年度「町の防災組織」活動費補助金実績報告書
2. 平成 28 年度事業報告書 ※
3. 平成 28 年度収支決算書 ※
4. 領収書（1 件 10 万円を超える支出がある場合）

※原則、地域振興課に提出していただいたものを使用させていただきます。

「地域活動推進費 事務の手引き」に、町の防災組織活動費補助金についての記載例を掲載しているのので、ご確認ください。

提出期限：平成 29 年 6 月 30 日（金）

ア 地域活動推進費補助金・地域防犯灯維持管理費補助金

イ 「町の防災組織」活動費補助金 とともに

問合せ先：ア 地域振興課地域振興係 担当：齋藤・志村 電話：750-2391

イ 総務課危機管理担当 担当：相澤・奥山 電話：750-2312

(2) 自治会町内会現況兼変更届の提出について

加入世帯数、災害発生時等の緊急連絡先の確認のため、「現況兼変更届」の提出をお願いいたします。また、会長、広報紙配布担当者の交代や班数・掲示板数の変更がありましたら、あわせてご記入をお願いいたします。

ア 提出方法：返信用封筒によりご提出ください。

イ 提出期限：平成 29 年 6 月 15 日（木）

ウ 問合せ先：地域振興課地域振興係 担当：齋藤・志村 電話：750-2391

2 事務連絡

(1) 磯子区制 90 周年ロゴ缶バッチの配布について

磯子区制 90 周年記念のロゴマークを用いた缶バッチについて、各自治会町内会において実施されている活動等でご着用いただき、区制 90 周年の幅広い周知や盛り上げにつなげたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。（委嘱委員に対しては別に配布を予定しています）

ア 対象：自治会町内会役員等に従事されている方など

イ 配付個数：10 個

※数が足りない場合は、担当までご連絡ください。

ウ 問合せ先：区政推進課企画調整係 担当：喜内・廣田
電話：750-2331

(2) 区制 90 周年に伴う磯子公会堂愛称募集について

磯子公会堂は、建替え後 18 年間区民に親しまれてきましたが、区制 90 周年の節目を迎えるにあたり、これからも長く区民に愛されることを願って、公会堂の愛称を募集することになりましたので、その概要をお知らせします。

なお、4 月の定例会において、愛称募集チラシの回覧を依頼させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

【概要】

ア スケジュール（予定）：4 月 17 日（月）～6 月 10 日（土） 愛称募集開始
7 月中旬～9 月中旬 区民投票
10 月 1 日（日） 愛称発表

イ 対象者：愛称募集、区民投票とも区内在住・在勤・在学者

ウ 応募方法：応募用紙（チラシ）、FAX、Eメールなど

エ 問合せ先：地域振興課施設利用推進担当 担当：加藤・長尾
電話：750-2393

(3) 「磯子区パソコン・インターネットふれあい亭」について

パソコンの操作方法などをご案内する「磯子区パソコン・インターネットふれあい亭」については、平成29年3月31日をもって、事業を終了します。多くの方にご利用いただきまして、ありがとうございました。

ボランティア団体などが運営するパソコン教室などについては、地域振興課または、いそご区民活動支援センターにお問い合わせをお願いいたします。

○問合せ先：地域振興課活動支援係 電話：750-2396
区民活動支援センター 電話：754-2390

(4) 親と子のつどいの広場「夢たま」の開所について（報告）

市の子育て支援事業である親と子のつどいの広場「夢たま」が、区内5か所目の広場として下記の通りオープンしましたのでご報告させていただきます。

ア 開所日：平成29年3月14日（火）

イ 場 所：磯子区丸山2-9-17

ウ 運営団体：特定非営利活動法人 夢・コミュニティ・ネットワーク

エ 周知方法：こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健診、家庭訪問、
区役所や地域子育て支援拠点「いそピヨ」および、区内の子育て機関での
チラシの配架

オ 問合せ先：こども家庭支援課 担当：杉山・河内
電話：750-2493・2448

3 チラシ等の回覧・掲示依頼について

(1) 「スポーツいそご 第42号」について（回覧依頼）

各地区で活動しているスポーツ推進委員の1年間の活動をまとめた広報誌です。

自治会町内会での回覧をお願いいたします。追加でご入り用の方は、下記問合せ先に、ご連絡をお願いいたします。

○問合せ先：地域振興課活動支援係 担当：伊藤・松村 電話：750-2393

(2) 「磯子区 青指だより 第61号」について（回覧依頼）

各地区で活動している青少年指導員の1年間の活動をまとめた広報誌です。

自治会町内会での回覧をお願いいたします。追加でご入り用の方は、下記問合せ先にご連絡をお願いいたします。

○問合せ先：地域振興課活動支援係 担当：伊藤・宮下 電話：750-2396

(3) 「いそご消費生活だより（地区版）」について（回覧依頼）

各地区で活動している消費生活推進員の1年間の活動をまとめた各地区の広報誌です。

自治会町内会での回覧をお願いいたします。追加でご入り用の方は、下記問合せ先にご連絡をお願いいたします。

○問合せ先：地域振興課地域振興係 担当：齋藤・渡邊 電話：750-2397

(4) 「いそっぴゴールデンウイーク2017」のチラシについて（掲示依頼）

磯子区内の区民利用施設が合同で開催するイベントで、各施設ごとに子どもを対象にした施設を楽しく知ってもらうためのイベントや、各施設を巡るスタンプラリーも行います。今年、区制90周年を記念して、各地域ケアプラザも参加します。

この「いそっぴゴールデンウイーク2017」のチラシについて、掲示板への掲示をお願いいたします。

○問合せ先：地域振興課いそご区民活動支援センター担当
担当：中山・宮下 電話：750-2396

(5) 「食生活等改善推進員セミナー」案内チラシの回覧及び掲示依頼
について（回覧・掲示依頼）

平成 29 年度食生活等改善推進員セミナーが 5 月から開講します。4 月 11 日から参加者の募集を行いますので、各自治会町内会での回覧及び掲示板への掲示をお願いいたします。

ア 日 時：平成 29 年 5 月 24 日（水）～12 月（全 9 回）

イ 募集人数：25 人（磯子区在住・先着順）

ウ 参加費：1,188 円（テキスト代）

エ 申込期間：平成 29 年 4 月 11 日（火）～5 月 23 日（火）

オ 問合せ先：福祉保健課健康づくり係 電話：750-2446

4 区社会福祉協議会

(1) 平成 29 年度日本赤十字社会費（社資）募集に
ついて（依頼）

平成 29 年度も日本赤十字社会費（社資）募集についてご協力をお願いいたします。
なお、4 月の定例会で改めて資材発送とともにご依頼いたします。

ア 実施時期：5 月～6 月

イ 一世帯あたりの金額（参考額）：200 円程度

(2) 「いそご更生保護だより」第 60 号の回覧について
（回覧依頼）

「いそご更生保護だより」第 60 号の回覧につきまして、ご協力くださいますようお願いいたします。

5 その他

(1) その他

ア 補助制度「身近なまちの防災施設整備事業補助」（自治会町内会向け）のご案内
（平成 27 年度から開始した補助制度の再周知です）

※下記対象自治会町内会に配布

- ・滝頭地区（丸山第一町内会、丸山第二町内会、丸山第三自治会、岡村東部自治会、滝頭第一自治会、滝頭岩瀬自治会、滝頭上町町内会、滝頭岡町町内会、中浜町内会、磯子丸山台ハイツ自治会、ライオンズガーデン横浜蒔田自治会）
- ・岡村地区（岡村西部第一自治会、岡村西部第二自治会、岡村西部第三自治会、泉谷自治会、岡村中部自治会）
- ・磯子地区（禅馬町内会、禅馬自治会、室之木町内会、広地町内会、北磯子住宅自治会、磯子浜西町内会、磯子山手町内会、ステージ 2 1 磯子自治会、広町自治会）

(2) 資料配布

ア	汐見台自治会連合会だより 第 339 号	
イ	スイッチON磯子まめ通信 109 号	各自治会町内会に配布
ウ	磯子区老人クラブ連合会愛称の変更	各自治会町内会に配布
エ	横浜市消費生活総合センター 月次相談リポート	各自治会町内会に掲示板数
オ	磯子区自治会町内会長交流研修会報告	各自治会町内会に配布
カ	磯子区自治会町内会用会計システムのおすすめ	各自治会町内会に配布
キ	平成 29 年度「横浜市交通安全運動実施計画」	各自治会町内会に配布
ク	平成 29 年度 春の全国交通安全運動 横浜市実施要綱	各自治会町内会に配布

閉 会

次回開催日：平成 29 年 4 月 17 日（月） 10：00

区連会ホームページ更新情報（2月17日～3月15日）

以下の自治会町内会で、活動情報・会報誌の更新を行っています。
是非、ご覧ください。（ で検索！ ）

岡村中部自治会	磯子山手町内会	IHI 汐見台 3 丁目自治会
根岸地区連合町内会	洋光台連合自治町内会	

